

平成27年8月19日

八幡信用金庫

## 法人向けインターネットバンキングにおける不正取引被害の補償について

平素は当金庫のインターネットバンキングサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

最近のインターネットバンキング犯罪の手口は高度化・巧妙化し、法人のお客さまにも被害が拡大しています。

このような状況を踏まえ、当金庫では法人のお客さまが契約されているインターネットバンキングサービスを安心してご利用いただくため、IBに係る預金等の不正な払戻し被害につきまして、下記のとおり補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

本取組みは、平成26年7月17日付全国銀行協会の申し合わせ(法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正払戻しに関する補償の考え方)を踏まえ対応するものです。

なお、お客さまにおかれましては補償の前提条件等ご理解の上、不正利用被害防止のため当金庫がお願いしているセキュリティ対策を実施していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 補償の開始時期

平成27年8月19日より

#### 2. 対象のお客さま

当金庫のIBを契約されている法人のお客さま

#### 3. 補償限度額

1口座あたり年間1,000万円

#### 4. 補償の条件など

法人のお客さまが被害に遭われた状況等を踏まえ、個別事案ごとに補償判断を行います。

ただし、以下のとおり補償の対象とならない場合や補償を減額する場合がありますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

##### (1) 補償の前提条件

- ア. 不正な資金移動等に気付いてから速やかに当金庫への通知が行われていること。
- イ. 当金庫の調査に対し、お客さまから十分な説明が行われていること
- ウ. お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その調査に協力していること。

##### (2) 補償の対象とならない場合

- ア. お客さまが正当な理由なく他人に各種 I D・パスワード等を知らせた場合
- イ. お客さまがパソコンや携帯電話等の盗難に遭った場合または廃棄した場合において、各種 I D・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ウ. 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意に各種 I D・パスワード等を入力していた場合
- エ. 他人に譲渡・貸与または担保に差入れられたパソコン等の不正利用によって生じた損害の場合
- オ. お客さまの氏名、住所、その他届出事項の変更に係る当金庫所定の手続きが行われていない場合
- カ. インターネットバンキング等の不正な払戻しが、当金庫への通知日の30日以前に発生していた場合
- キ. お客さまが当金庫に対して行う被害状況の説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合

ク. 不正利用が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してなされた場合

ケ. その他、お客さま（親族、従業員等を含む）に故意、または重大な過失があると考えられるような事象が認められた場合

(3) 補償を減額する場合

ア. 基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトを最新の状態で利用していない、もしくはサポート期限終了後も使用されている場合

イ. セキュリティ対策ソフトを最新の状態で利用していない場合

ウ. 当金庫が提供しているセキュリティ対策を利用していない場合

エ. 各種ID・パスワード等が適切に管理されていない場合

オ. その他、お客さまに過失があると考えられるような事象が認められた場合

5. お客さま対応窓口

曜日		連絡先
平日	8:45～17:30	お取引店 本部・業務部 0575-65-3125
	上記以外	八幡信用金庫（はちしん）キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造、インターネットバンキング不正取引等の連絡窓口 058-265-2578
土曜・日曜・祝日		

以上